

障第 1233 号  
平成 31 年 1 月 9 日

各指定障害福祉サービス事業所運営法人代表者  
各指定障害者支援施設運営法人代表者  
各指定一般相談支援事業所運営法人代表者  
各指定障害児通所支援事業所運営法人代表者  
各指定障害児入所施設運営法人代表者

} 様

岐阜県健康福祉部障害福祉課長

### 指定障害福祉サービス事業所等の指定更新について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法に基づく事業所等の指定については、各法により有効期限が 6 年間と規定されています。

有効期間満了後も引き続き指定事業所及び施設としての運営を続けていくためには、指定の更新が必要となりますので、更新時期にあたる場合は、下記により手続きを進めていただきますようお願いいたします。

なお、指定更新手続きが有効期間内に行われなかった場合、指定は失効となりますのでご注意ください。

### 記

#### 1 指定更新手続きについて

別添「指定障害福祉サービス事業等の指定更新手続き等について（障害者総合支援法）」または「指定障害児通所支援事業等の指定更新手続き等について（児童福祉法）」及び下記 URL を必ず確認のうえ進めてください。

[http://www.pref.gifu.lg.jp/kodomo/shogaisha/horei/11226/sitei\\_kousin.html](http://www.pref.gifu.lg.jp/kodomo/shogaisha/horei/11226/sitei_kousin.html)

#### 2 留意事項

- 各指定更新対象事業者に対して、県から個別に指定更新の案内文書を送付する予定はありませんので、各事業者の責任において指定日及び有効期間満了日を確認してください。

- 指定更新申請の受付期間は、原則として、指定有効期間満了日の30日前までとされていますが、平成31年3月31日に指定有効期間満了となる事業所・施設が多数あります。

そのため、平成31年2月以降、大量の指定更新申請が提出され、審査に時間を要することが予想されますので、申請書類がすべて適切に整備され次第、速やかに提出いただきますようお願いいたします。

- 過去の指定更新申請において、申請書類を審査した結果、書類の不備（添付書類の不足、記載内容の誤り、変更届出書の未提出等）が多数ありました。

申請書類の補正が完了しない場合、有効期間満了日までに指定更新の手続きが完了出来なくなるおそれがありますので、事前に申請者側で十分に確認のうえ提出してください。

また、申請に要する各書類の様式については、必ず最新のものをを用いて作成してください。

所属	岐阜県健康福祉部障害福祉課事業所指導係		
係長	奥村	担当	高木
電話	058-272-1111 内2615		
FAX	058-278-2643		
E-mail	<a href="mailto:c11226@pref.gifu.lg.jp">c11226@pref.gifu.lg.jp</a>		